

8 基準認証等

【問題意識】

基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）については、自己確認・第三者認証への移行等による政府の直接的な規制の必要最小限化等を基本として、各所管省庁により分野横断的な観点から見直しが行われ、所要の措置が講じられるとともに、平成13年4月に「基準認証等制度に係る見直し状況」がとりまとめられた。

各府省においては、上記見直しの検討結果を踏まえ、ア) 国が関与する基準認証等の範囲の見直し、イ) 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、ウ) 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等の指針に基づき見直しを更に行うこととされている。

当会議においては、事前規制から事後規制への転換等行政の関与を必要最小限とするという基本方針の下に、基準認証等に関して内外から寄せられた意見・要望も踏まえ、検討を進めてきたが、下記事項については、国際整合性の確保等の観点から早急な規制の見直しが必要と考える。

【具体的施策】

(1) 通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入【平成14年度中に措置(結論)】

電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国の制度との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、引き続き対象分野の特性を踏まえて検討を行うべきである。

(2) 電気用品安全法に関する規制の見直し

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）は、事業者の届出に当たって、構造・材質・性能等について製品の安全確保上同様の性質を有すると認められる範囲である「型式」を単位としている。平成13年4月からは（平成11年法改正）、それまで型式区分による届出が不要であった特定電気用品以外の電気用品について届出義務を付加しており、事業者の負担は増している。行政による立入検査などの事業者の調査に必要な区分等、法の目的に照らし必要最小限の規制となるよう、型式区分の記載内容の合理的な変更を検討すべきである。【速やかに検討】

また、電気用品に関する国際的な技術基準は、技術の進展等に伴い改訂が進められており、現行の国内基準については、現在、鋭意整合化作業が行われているところであり、速やかにその整合化が図られるべきである【平成13年度中を目途に措置】。さらに今後にお

いても、国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図っていくことが重要である。